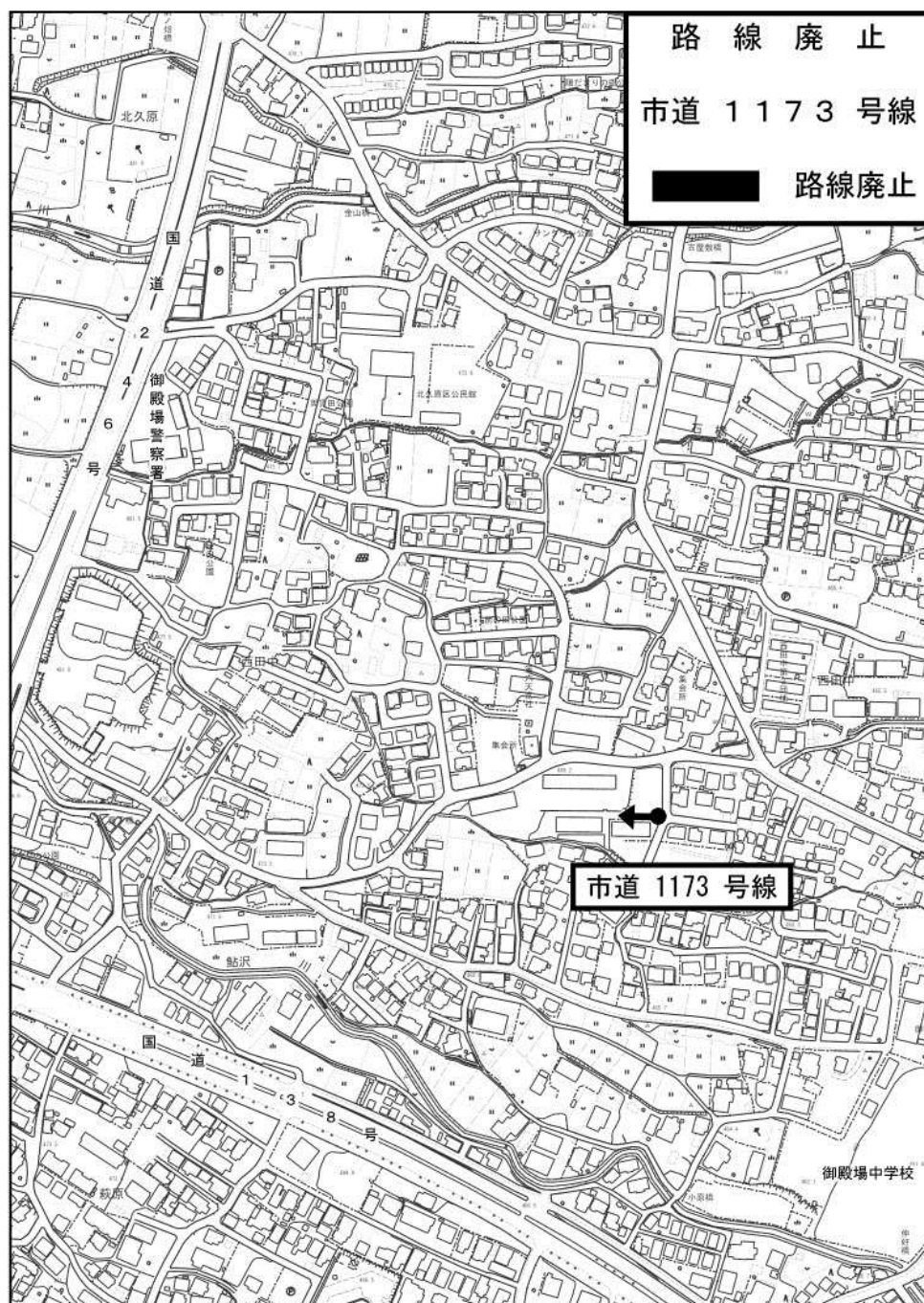


令和 7 年 御 殿 場 市 議 会
6 月 定 例 会 議 案 資 料

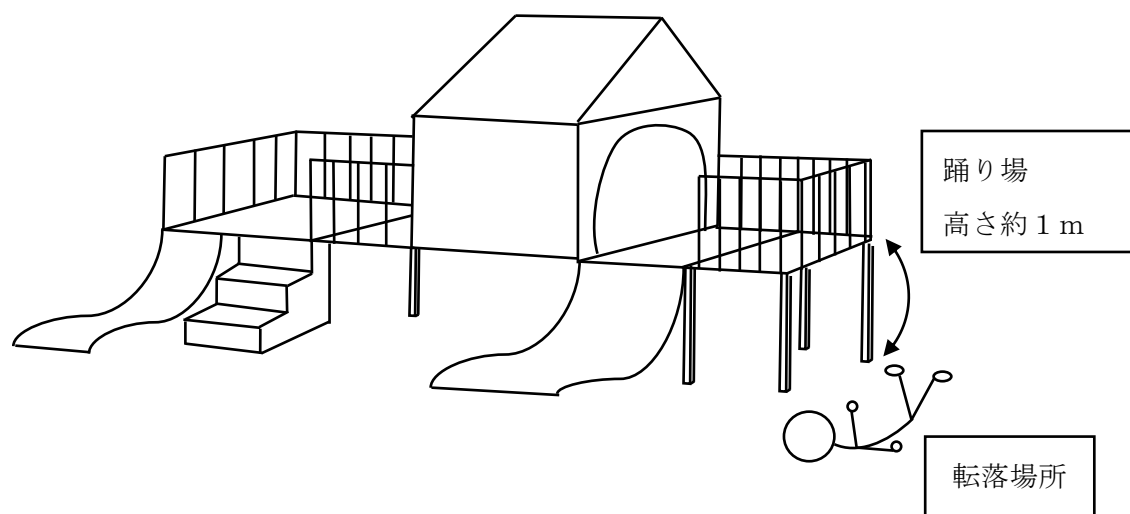
件 名	頁
議案第 4 4 号関係資料	1
議案第 4 5 号関係資料	2
報告第 8 号関係資料	3
報告第 9 号関係資料	4

議案第 4 4 号関係資料



路線名	起点	終点	幅員 (m)	延長 (m)
1173 号線	御殿場市北久原 644 番 2 地先	御殿場市北久原 645 番 3 地先	2.00~2.80	30.14

事故発生状況図



位置図



報告第8号関係資料

御殿場市営住宅に係る建物明渡等請求事件の提訴について

1 訴訟の概要

市では市営住宅家賃の滞納解消に向け、債務者に対して督促状等の発送、個別の指導等を実施しています。また、入居者が死亡した場合は、相続人調査を行い、相続人と話合いを進めています。しかし、相続人不在により、家賃滞納が解消できないだけでなく、入居者の所有物が残置物となり、市営住宅の管理上支障を来すケースが生じています。

このようなことから、適切な市営住宅の管理を実施するため、民事訴訟法第134条第1項の規定により、死亡した入居者の相続財産法人に対し、住宅の明渡し並びに滞納家賃及び建物明渡し完了までの間の不法行為に基づく賠償金の支払を求める訴えを提起します。

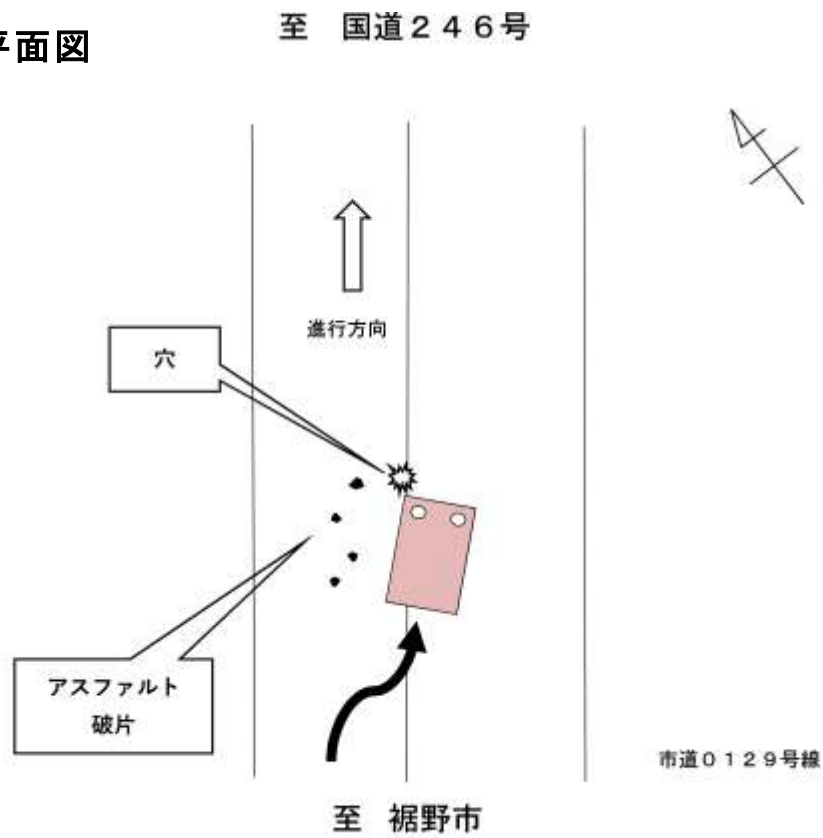
2 相手方

- | | |
|------------|------------------------------|
| (1) 相手方 | 相続財産法人 |
| (2) 入居住宅 | 【略】 |
| (3) 入居期間 | 平成3年12月26日から ※令和4年12月14日死亡確認 |
| (4) 滞納金額 | 58,500円 |
| (5) 滞納期間 | 令和5年1月から令和6年3月までの15か月分 |
| (6) 残置物の状況 | 住宅内の所有物 |

3 訴訟の効果

- (1) 明渡し請求の判決が確定することで、残置物処分の強制執行の申立てが可能となります。
- (2) 滞納家賃の支払請求の判決が確定することで、債権等差押えの強制執行の申立てが可能となります。

現場平面図



位置図

